

# 無許可で危険物を 貯蔵・取扱いしていませんか？

## ガソリン、軽油、塗料等は消防法で規制！

危険物は品名ごとに「**指定数量**」が定められており、**指定数量以上**の危険物を貯蔵・取扱う場合は、消防法に基づき市町村長の**許可が必要**となり、基準に適合する危険物施設を設ける必要があります。

## 危険物を無許可で貯蔵・取扱った場合は罰則あり！

市町村長の**許可を得ず**に指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱った場合は、**法令違反**となり**罰金**や**懲役**に処せられます。

# そのミニローリーは届出済ですか？

## 指定数量未満の危険物貯蔵・取扱いも届出義務あり！

指定数量の**5分の1以上**を貯蔵・取扱う場合は、所轄消防署長へ**届け出る**とともに、火災予防条例の基準に適合する施設を設ける必要があります。

身近にある危険物と指定数量

種類	品名	指定数量	例
第4類	第1石油類	200L	ガソリン
	アルコール	400L	消毒用アルコール
	第2石油類	1,000L	灯油・軽油・合成樹脂塗料
	第3石油類	2,000L	重油

※不明な場合は容器等に記載されている表示を確認して下さい。

危険物の貯蔵・取扱いについては、本部予防係又は消防署へご相談下さい。

双葉消防本部 0240-25-8523 檜葉分署 0240-25-2119

浪江消防署 0240-34-4111 川内出張所 0240-38-2119

富岡消防署 0240-22-2119 葛尾出張所 0240-29-2119